

公開質問状

令和7年11月28日

色麻町議会御中

(差出人)

色麻町議会議長

天 野 秀 実



件名：議長不信任決議に関する事実確認及び議会運営について

拝啓 貴職におかれましては平素より、町政発展のためご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年9月17日に可決されました「議長不信任決議」について、議会としての判断根拠及び手続きの適正性に重大な疑義があるため、以下のとおり質問いたします。

本質問は議会の自立性と秩序維持、並びに町民に対する説明責任の観点から公開の形式で提出いたします。

誠実かつ具体的なご回答を文書にてお願い申し上げます。

質問事項

一、いわゆる「パワーハラスメント」の判断について

1. 私（天野秀実議長）が、「パワハラを行った」との事実認定の根拠は、議会としてどのような調査・確認・検証に基づくものなのか。
2. 当該事案について、町当局または第三者機関による確認や判断はありましたか。
3. 私の「パワハラ」を理由に職員または関係者から議会あるいは議員に対し訴えや相談はありましたか。
4. 恒常的な私の「パワハラ」行為で、精神的苦痛や業務支障を訴えている職員はおりますか。
5. 上記の事実関係が確認されていないにも関わらず「パワハラ」と断定的に表現、決議した場合、それは私（天野秀実議長）の社会的評価を低下させるものであり、名誉棄損（刑法第 230 条）の構成要件に該当するおそれがあると考えます。議会としてその時点でこの点をどのように認識されていきましたか。

二．議会運営と会議規則の遵守について

1. 議長不信任決議の手続きは、会議規則及び地方自治法 117 条のどの規定に基づいていますか。
2. 会議規則に反する形で不信任を決議した場合、議会の自律性・正当性に関してどのような影響を考慮しましたか。
3. 地方自治法第 129 条から 137 条に（議員は会議規則に従う義務があり、違反した場合懲罰の対象となる）定める議員の責務・秩序維持義務の観点から、その時点で決議手続きは適正とお考えでしたか。
4. 不信任決議を行うにあたり、私にまたは職員から聞きとりをされる努力はしましたか。

三．議会としての説明責任及び法的認識について

1. 町民に対し今回の決議理由をどのように説明しましたか。また、説明する方針ですか。
2. 議員個人の名誉・信用に関する発言や決議を行う際、議会として法的責任（名誉棄損等）をその時点で認識していましたか。

以上、明確な事実確認及び議会としての見解を求めるものです。

ご回答は令和 7 年 12 月 25 日（木）までに文書でご提出くださるようお願いいたします。

敬具

令和 7 年 11 月 28 日

色麻町議会議長

天 野 秀 実

